○熊本県職員等の旅費に関する条例及び熊本県職員等の旅費に関する条 例施行規則の運用について(通達)

> 平成21年3月24日 熊会第199号

熊本県職員等の旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第31号。以下「条例」という。)及び熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年熊本県規則第52号。以下「規則」という。)の運用については、「熊本県職員等の旅費に関する条例及び熊本県職員等の旅費に関する条例施行規則の運用について(通達)」(平成16年11月25日付け熊会第634号)に基づき行ってきたところである。

この度、事務の合理化及び経費削減を図るため、旅行命令簿の作成を要しない旅行の範囲を拡大し、自家用車に同乗した場合に旅行諸費を支給しないこととするなど、下記のとおりその運用を一部見直し、平成21年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行をもって、前記通達は廃止する。 記

- 1 旅費の調整(条例第31条関係)
 - (1) 旅行諸費

職員が条例第2条第1項第6号に規定する地域を旅行した場合で、次のいずれかに該当するときは、旅行諸費を支給しない。

- ア 公用の車両、船舶又は航空機を利用したとき。
- イ 無料で公共交通機関を利用したとき。
- ウ 自己負担することなくタクシー及び借上車を利用したとき。
- エ 条例第6条第5項に規定する自家用車に同乗したとき。
- (2) 宿泊料

職員が旅行し、公務上の必要により翌日にわたり引き続き5時間(移動に要する時間を除く。)以上その職務に従事した場合で、宿泊施設に宿泊しなかったときは、条例別表第1に掲げる宿泊料定額又は条例第27条第3項に規定する宿泊料の3分の2に相当する額を支給しない。

(3) 移転雑費

新たに採用された職員が、採用に伴い警察学校へ入校を命ぜられ、住所又は居所を移転した場合の移転雑費は、条例別表第1に掲げる旅行諸費定額の1日分及び宿泊料定額の1夜分に相当する額を支給する。

2 旅行命令簿の作成等(条例第4条及び規則第4条関係)

- (1) 規則別記第1号様式中「出勤簿整理印」とあるのは「勤務記録簿記録印」と読み替える。
- (2) 旅費を支給しない旅行については、公務外出(出張命令により外出する場合以外の 公務により外出するものをいう。)として取り扱い、旅行命令簿の作成は要しないも のとする。ただし、県の経費以外の経費から職員に旅費が支給される場合は、この 限りでない。
- (3) 職員以外の者に旅行を依頼する場合は、旅費を支給しないときであっても、旅行 依頼書を作成すること。
 - ※ 別表、様式(略)